

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県農業改良資金貸付規則を廃止する規則

道路の供用開始

告示

道路の区域変更

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

公示

土地改良事業の工事の完了

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

八幡都市計画の図書の縦覧

道路の区域変更中訂正

正誤

道路の区域変更中訂正

(人事課) 六一三

(農業振興課) 六一四

(道路維持課) 六一四

(同) 六一四

(商業流通課) 六一五

(農地計画課) 六一五

(建設政策課) 六一六

(都市政策課) 六一八

(道路維持課) 六一八

規則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十六号

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第百四号)の一部を次のように改正する。

本則第二号の表中

保健所非常勤医師

日額

一三、七〇〇円

を

保健所非常勤医師

日額

一三、七〇〇円

に改める。

非常勤栄養士

月額

一九九、一〇〇円

付則第二項の表社会福祉法人指導監査総括専門職の項の次に次のように加える。

非常勤栄養士

一九九、一〇〇円

一八九、七四〇円

附則

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる) ときは翌日

平成二十二年九月二十八日

この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

岐阜県農業改良資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十七号

岐阜県農業改良資金貸付規則を廃止する規則

岐阜県農業改良資金貸付規則（平成十四年岐阜県規則第八十八号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による廃止前の岐阜県農業改良資金貸付規則（以下「廃止前規則」という。）の規定により貸し付けられた農業改良資金及びこの規則の施行前に廃止前規則第三条第一項の認定を受けた者（第四項の規定によりこの規則の施行後に認定を受けた者を含む。）に対してこの規則の施行後に行われる農業改良資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に廃止前規則第十条の農業改良資金の貸付けを行った融資機関に対する貸付金及び前項の規定によりなお従前の例により農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関に対してこの規則の施行後に行われる当該業務に必要な資金の貸付けについては、なお従前の例による。

4 この規則の施行前にされた廃止前規則第三条第一項の認定の申請であつて、この規則の施行の際、当該申請に対する処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部改正）

5 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則（平成二十二年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。
別表三十一の項を次のように改める。

三十一 削除

告示

岐阜県告示第五百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年九月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	羽島線 養老線	養老郡養老町岩道字長代一 八番一地先から 同 郡同 町高田字中起二 八七〇番三地先まで	六百〇	平成 三一九二九	平成 四一・二六 四一・二〇

岐阜県告示第五百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年九月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

公 示

県道		道路種類	
高山線		路線名	
高山市上切町一五五三番地 先地内		区 間	
高山市上切町一五五三番地 地先から		高山市上切町一六〇〇番一 地先から	
同 市 同 町一五五三番地 先まで		同 市 同 町一五九五番一 地先まで	
後	前	後 A	前 B
後	前	後 A	前 B
後	前	後 A	前 B
後	前	後 A	前 B
別後		区域	
員敷		敷地の幅	
ルメ		ルメ	
ルメ		ルメ	
備考		備考	

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示

する。

なお、その意見書は平成二十二年九月二十八日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地
（仮称）スーパーセンターオークワ美濃インター店
美濃市美濃インター前土地区画整理事業地域内街区番号一五仮地番四七 外

二 意見の概要
意見なし（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年九月二十八日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地
サンサンティマーゴ
関市倉知五一六番地

二 意見の概要
意見なし（届出事項 変更）

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県管中山間地域農村活性化総合整備事業	南飛騨萩原地区(農業用道路整備) 南飛騨萩原地区(農業用道)	平成二〇・二〇・二八
	南飛騨萩原地区(農地防災施設整備)	平成一九・二二・二四

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項第四号(廃業等)の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十二年五月七日	共栄工業株式会社	代表取締役 貞美 村瀬	本巣市政田二五番地	般十七四	造園工事業
平成二十二年五月七日	有限会社 ヤマヒコ建設	代表取締役 弘之 竹内	瑞穂市宝江五〇九	般十七一	建築工事業
平成二十二年五月十三日	井納建設株式会社	代表取締役 正夫 清水	本巣市文殊六七八番地の一	般十八一	管工事業
平成二十二年五月十三日	名岐住宅株式会社	代表取締役 豊司 小島	羽島郡岐南町伏屋九丁目七〇番地	般二十二一〇一四八	管工事業
平成二十二年五月十三日	有限会社 杉原工務店	代表取締役 多門 杉原	各務原市川島小網町一九〇番地の五	般十七一三四八六	建築工事業
平成二十二年五月十三日	有限会社	代表取締役	岐阜市寺田七	般十八五	左官及び防水工事

平成二十二年五月五日	大東工務店	役 村瀬 哲	九八番地一	七九四	業
平成二十二年五月二十五日	山本板金工業所	山本春重	高山市三福寺町八一〇一	般十八一七五	板金工事業
平成二十二年五月三十一日	矢橋プロステイル株式会社	代表取締役 龍宜 矢橋	大垣市赤坂町二二六番地	般二十一七二五六	建築及び鋼構造物工事業
平成二十二年六月十一日	有限会社 古田土建	代表取締役 厚一 古田	大野郡白川村荻町三〇五	般十七一六八九八	土木、とび・土工
平成二十二年六月十八日	山本電気商会	山本信雄	大垣市久徳町五八五番地	般十八二〇三六二	電気工事業
平成二十二年六月十八日	株式会社 エス・エイ・エス	代表取締役 捷也 鈴木	中津川市苗木九一六七番地	般十七一四六	土木工事業
平成二十二年六月十八日	株式会社 小栗電気工事	代表取締役 信夫 小栗	土岐市下石町八一番地	般十七一四五〇一	電気工事業
平成二十二年六月二十八日	泉左官住設株式会社	代表取締役 行 泉尚	揖斐郡池田町本郷一〇九四番地六	般二十一五四〇〇	造園工事業
平成二十二年六月二十九日	有限会社 清水建材	代表取締役 学 清水	岐阜市栄新町三丁目八四番地一	般十七一〇一五二三	建築工事業
平成二十二年六月二十九日	タイガール電気株式会社	代表取締役 伊藤 伊藤	不破郡垂井町栗原一二六五番地の一五	般十八一二二八	消防施設工事業
平成二十二年六月三十日	高橋建設株式会社	代表取締役 恒彦 高橋	高山市西之一色町三丁目四	般十七一七九三五	造園工事業
平成二十二年六月三十日	高村建設株式会社	代表取締役 正勝 高村	高山市下岡本町三〇七二番地の五	般十九一七六八	建築及び造園工事業
平成二十二年七月一日	株式会社 美濃建設	代表取締役 好美 白井	大垣市榎戸町一丁目三八八番地の一	般十七一三三二	土木工事業
平成二十二年七月一日	高野木工所	高野美喜	多治見市金岡町二六四	般十七一五二四七	建具工事業
平成二十二年七月五日	名岐住宅株式会社	代表取締役 豊司 小島	羽島郡岐南町伏屋九丁目七〇番地	般二十二一〇一四八	管工事業

三日	会社	嘉正	岐阜市正木北	般十七	土木、とび・土工及び造園工業
平成二十年八月四日	有限会社 山内緑化	代表取締役 李哉	町一五	〇二五六一	
平成二十年八月九日	株式会社 アイパン	代表取締役 輝子	可児郡御嵩町 井尻七〇〇	般二十五	土木工業
平成二十年八月九日	有限会社 大栄建設	代表取締役 俊治	瑞浪市高月町 二丁目五二の二	般十九	土木及びとび・土工工業
平成二十年八月九日	筑間鉄筋	筑間繁樹	本巣市曾井中島一三〇〇番地の七	般十九	鉄筋工業
平成二十年八月十一日	株式会社 内装ワタナベ	代表取締役 利一	岐阜市六条南二 交邦ビル一〇五	般十八	内装仕上工業
平成二十年八月十一日	泊工業	泊広征	不破郡垂井町 府中二〇三番地四	般二十一	鋼構造物工業
平成二十年八月十一日	株式会社 熊崎組	代表取締役 熊崎 孔平	下呂市小坂町 小坂町一八八番地の一	般十九	石及び造園工業
平成二十年八月十七日	矢橋サイ トビルド 株式会社	代表取締役 龍宜	大垣市赤坂町 二二六番地	般十七	建築工業
平成二十年八月二十四日	有限会社 水口木材	代表取締役 茂夫	高山市久々野 町無数河五六八番地の一	般十七	建築及び大工工業

八幡都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

八幡都市計画公園
 3・3・1号 郡上八幡中央公園
 縦覧場所
 岐阜県都市建設部都市政策課及び郡上市建設部都市住宅課

正 誤

（原稿誤り）
 平成二十二年九月三日第二千七百七十九号 道路の区域変更（岐阜県告示第四百八十七号）五六六頁下段の表中、「加茂郡」は、「可児郡」の誤り。

平成二十二年九月二十八日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 各務原市テクノプラザ
編集 株式会社 アイ・オール・テクノセンター